

勝央町スポーツ・文化活動地域展開協議会

作成日：2026年5月29日

作成者：勝央町教育委員会

会議名称	令和8年度第2回勝央町スポーツ・文化活動地域展開協議会
開催日時	2026年5月28日(木曜日) 19:00 ~ 21:25
出席者 (敬称略)	石原悦子(勝央町スポーツ協会)、北池龍一(勝央町健康スポーツクラブ)、 植月重幸(勝央町スポーツ少年団)、谷口浩子(勝央町社会教育委員会)、 中村安奈(勝央町教育委員会)、本行才泰(勝央町PTA 連合会)、 今岡 裕生(勝央中学校・代理)、氏平 遼(勝央中学校)、 下山静之(勝央町議会)、井上 高志(一般社団法人しょうおう志援協会) 事務局:勝央町教育委員会5名

協議内容(総括)▼

第2回スポーツ・文化活動地域展開協議会が開催され、冒頭で会長及び教育長からあいさつがありました。

会長からは、前回会議以降、事務局に多くの意見や要望が寄せられていることに触れつつ、関係団体との協議も進んでいる中で、本協議会では特にガイドライン案について整理を進め、方向性を定めていきたいとの考えが示されました。委員に対しては、引き続き積極的な意見交換への協力が求められました。

教育長からは、前回会議後に「非常に大変な取り組みだ」という声が多く上がったことが紹介されました。一方で、子どもたちの将来や活動環境を守るためには避けて通れない課題であり、地域全体で前向きに検討を進めていく必要があるとの認識が示されました。また、指導者説明会でも多くの質問や意見が寄せられていることが報告され、協議会委員に対して前向きな議論への協力が改めて要請されました。

報告・連絡事項(社会教育委員からの報告)▼

社会教育委員から、委員へのアンケートに基づく意見集約の結果について報告がありました。

主な懸念点として、

- * 子どもの居場所や機会の平等性の確保
- * 運営体制や責任の所在、安全面への不安
- * 放課後の移動手段やアクセスの問題
- * 子どもの意見などを十分に反映してほしいという要望などが挙げられました。

また、他の社会教育委員からは、

- * 学校施設を活用した活動保障
- * 技術向上と居場所機能を両立した段階的移行
- * 町による安全管理やフォロー体制の明文化
- * 子どもたちが「やりたい」と思う活動を大人の事情で失わせないことなどを強く求める声があったことが共有されました。

さらに、移動負担による不平等や、放課後の居場所喪失への懸念が非常に大きいことが説明され、制度設計においてハード面だけでなく、子どもの心理面や活動意欲などソフト面も重視する必要があるとの意見が示されました。

教育委員からの意見報告▼

続いて、部活動地域移行に関する保護者アンケート結果について、教育委員会委員からアンケートでは、約9割の保護者が「学校中心の形を維持してほしい」と回答しており、特に、

- * 送迎負担
- * 経済的負担
- * 指導者の資質や安全性 に対する不安が大きいことが示されました。

また、児童生徒アンケートでは、「中学校に部活動がなくてもよい」と考える子どもは少なく、約85%が部活動の必要性を感じているとの結果を報告しました。

一方で、地域クラブへ参加したいと回答した児童生徒は半数程度にとどまり、子どもたちが地域クラブの具体的なイメージを持っていない現状も報告されました。

教育委員からは、

- * 令和9年度開始は急展開であり不安が大きい
- * 現在の部活動の良さを残しながら段階的移行を進めるべき
- * 一方で、期限を明確にしたことで地域全体が本気で取り組む契機になる といった意見が出されたことが紹介されました。また、
- * 放課後の居場所確保
- * 学校施設活用
- * エンジョイ層や文化活動への配慮
- * 子どもの声を聞く仕組み
- * 地域クラブ体験会の必要性 などについても提案がありました。

しょうおう志援協会からのガイドライン素案に対する意見報告▼

しょうおう志援協会から、関係者からの意見を集約した報告がありました。

主な内容として、

- * 学校施設やナイター設備の活用
- * 低価格または無料で参加できる仕組み
- * 活動拠点集約による送迎負担軽減
- * 必要に応じた送迎支援
- * 競技志向型・エンジョイ型・居場所型など多様なクラブ設計
- * 指導者確保や責任範囲の明確化 などが挙げられました。

地域展開の基本方針説明▼

事務局から、今後のスケジュール案が説明されました。

主な流れとして、

- * 6～7月:ガイドライン公表、補助制度整備、施設利用ルール策定
- * 7～8月:認定申請受付・審査
- * 9月1日:認定地域クラブ活動開始 という想定が示されました。
- * 一般向け説明会
- * ホームページによる周知 を順次実施する方針も説明されました。

さらに、認定地域クラブ制度の概要として、

- * 町が認定を行うこと
- * 認定団体には支援や周知を行うこと
- * 認定クラブ以外にも多様な活動形態を認めること について委員から大きな異論はなく、基本方針として了承されました。

認定地域クラブガイドライン案の説明▼

事務局から、認定地域クラブガイドライン案について詳細説明がありました。

■ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、

- * 国・県方針との整合
- * 地域展開の方向性
- * 認定要件
- * 関係者の役割 などを定める総合的指針として策定することが説明されました。

■指導者体制

指導者については、

- * 原則2名以上配置
- * 毎年研修受講

* ハラスメント防止誓約書提出などを求める方針が示されました。

一方で、

* 指導者資格は競技やクラブ実態に応じて異なる

* エンジョイ型クラブも想定されることから、資格保有は「望ましい」との表現にとどめるなどの考えが説明されました。

■会費・運営資金

会費については、ガイドブックに応じて適切に設定(低廉な価格を設定)してもらい、町としては目安額は定めない方針が示されました。また、活動補助金制度を現在検討中であり、指導者謝金への充当も可能とする方向性が説明されました。

■輸送・安全対策

今回特に重点的に説明されたのが、大会参加時等の輸送安全対策でした。

ガイドラインには、部活動の時と同じ移動方法で、自転車や徒歩または、自身の保護者の車による送迎や公共の交通機関(勝央町のバスを含む)の利用を原則としつつ、

* 白バス利用禁止

* 緑ナンバー事業者利用

* 契約内容や補償内容確認

* 保護者との情報共有

* 引率者同乗などを盛り込むことが説明されました。

また、町バス利用についても、予算措置次第では認定地域クラブへの適用を検討していることが共有されました。

■認定要件

認定要件として、

* 学校部活動の教育的意義継承

* 自己肯定感や人間関係形成の重視

* 適切な休養日設定

* 安全管理

* 会計処理

* 規約整備などが示されました。

また、

* 平日2時間以内

* 休日3時間以内

* 柔軟な活動時間の設定など、国ガイドラインに沿った活動時間設定も説明されました。

さらに、運営規約作成支援として、町が規約例文を配布することも説明されました。

■認定期間・取消し

認定期間は3年間で想定しており、継続的活動を促す考えが示されました。

一方で、重大な問題が生じた場合や、認定地域クラブとして継続的活動ができないと認められたときには認定取消しや補助金返還を求める可能性も明示されました。

■委員からの意見交換

・送迎・輸送について

委員からは、自家用車送迎時の責任範囲について質問がありました。

特に、

- * 指導者が保護者代行としての輸送が可能なのか
- * 学校教員同様に送迎禁止となるのか との問題提起がありました。

これに対し事務局からは、今後も国・県通知を踏まえ検討を継続協議する との回答がありました。

■大会参加のあり方

委員からは、大会偏重になり過ぎない視点も重要との意見が出されました。

特に、

- * 大会参加ありきではない地域活動
- * 子ども自身の意思確認
- * 初心者への安全配慮
- * 指導者責任の重さなどについて意見が述べられました。

また、地域展開は単なる部活動代替ではなく、「町全体のスポーツ・文化活動をどう支えるか」という長期的視点で考えるべきとの認識が共有されました。

また、柔道競技の例として、

- * 初心者を安易に大会へ出場させる危険性
- * 指導者や審判が責任を問われる事例
- * 子どもの意向確認の必要性など、競技特性を踏まえた慎重な運営の必要性も共有されました。

■全体を通した主な論点

本協議会では、特に以下の点が重要な論点として整理されました。

・地域展開の目的整理

委員間では、

- * 単なる学校部活動の代替ではない
- * 子どもの居場所づくり
- * 生涯スポーツ・文化活動への接続
- * 多様な選択肢の保障を重視すべき との認識が共有されました。

また、「競技力向上型」「エンジョイ型」「居場所型」など、多様なクラブ形態を認める方向性についても一定の理解が示されました。

・安全管理・責任問題

特に輸送問題については、委員からも強い懸念が示されました。

- * 白バス問題
- * 自家用車送迎時の責任
- * 事故時対応
- * 保護者承諾
- * 保険加入 などについては、今後も国や県の通知を踏まえながら継続的に整理していく必要があるとの認識が共有されました。

・指導者確保と研修

指導者不足が予想される中で、

- * 研修制度整備
- * ハラスメント防止
- * 安全管理研修
- * 指導資格との関係整理などが必要であることが確認されました。

また、地域実態に応じて柔軟な運営が必要であるとの考えから、認定要件については一定の経過措置を設ける方針も共有されました。

・保護者負担への配慮

保護者アンケート結果を踏まえ、

- * 経済負担
- * 送迎負担
- * 活動格差への配慮が必要であるとの意見が多数出されました。

そのため、

- * 町バス活用
- * 活動拠点集約
- * 補助制度
- * 会費設定への配慮などを今後さらに検討していく必要性が確認されました。

■今後の方向性

協議の結果、事務局から示された基本方針をベースとして、今後さらに詳細制度設計を進めていく方向性が確認されました。

今後は、

- * 補助制度検討
- * 指導者研修実施
- * 地域団体との協議
- * 住民周知 などを進めながら、令和9年度からの地域展開の本格実施に向け準備を進めていくこととなりました。

■ガイドライン案に関する追加意見・協議

・大会参加・安全管理に関する意見

委員からは、大会参加時の安全管理について、ガイドラインには一定の原則を示しつつも、運用面では柔軟性も必要ではないかとの意見が出されました。

特に、

- * 町バスの活用
 - * 大会参加時の計画的な輸送体制
 - * 保護者負担軽減
 - * 指導者・保護者双方の安心感を確保することが重要との認識が共有されました。
- また、大会偏重になり過ぎないように、
- * 子ども本人の意思確認
 - * 初心者への安全配慮
 - * 指導者による適切な大会選択が必要であるとの意見も改めて示されました。

・会計処理・保護者説明

会費や会計については、

- * 保護者への透明性
 - * 適切な会計処理
 - * 情報公開の必要性が指摘されました。
- 教育長からは、細かな規制をガイドラインへ過度に盛り込むのではなく、
- * 指導者講習会
 - * 研修
 - * 運営指導などを通じて、適切な運営を促していく方向性が示されました。

・競技団体・指導者資格に関する議論

委員からは、競技によって指導者資格要件が異なることについて質問がありました。

特に、

- * サッカーなどでは資格なしでも活動できる場合がある
- * 競技団体ごとに大会出場条件が異なる といった論点が挙げられました。

・事務局からは、

- * ガイドラインには過度に踏み込まない
- * 競技団体ごとの運用を尊重する
- * 必要に応じて個別整理する という考え方が示されました。

■ガイドライン案の方向性確認

会長から、委員から出された意見を踏まえつつ、

- * 細かな制度設計は今後継続協議し、運用面で適用していくこと
- * ガイドラインは大きな方向性を示すものであること
- * 運用段階で必要に応じて見直しを行うことが説明されました。

また、

- * この協議会は今後も継続的に必要になる
 - * 認定団体数や補助制度なども今後協議対象になる
 - * 「作って終わり」ではなく、継続的な改善が必要との認識が共有されました。
- その後、委員から大きな異論はなく、**事務局が本日の意見を整理し、ガイドラインを成案化及び公表していくことについて了承されました。**

地域展開を巡る課題整理▼

- 続いて、地域展開に関する今後の課題整理について協議が行われました。
- 事務局からは、
- * 学校との調整
 - * 活動場所
 - * 指導者確保
 - * 送迎
 - * 補助制度
 - * 運営方法 など、まだ整理が必要な課題が多数存在することが説明されました。

■認定地域クラブの認定数に上限を付けるか

教育委員会としては、生徒数や活動場所、指導者確保等の観点から、1種目(競技)につき、原則1認定とする考え方(案)を提示しました。

- 委員からは、
- *原則1認定とすると、認定を制限している(=認定地域クラブの活動を限定している)印象を与えかねない
 - *活動の可能性を将来にわたって残していくことが必要 などの意見が出ました。
- 最終的には、**認定数に上限や限定は設けないとの方向性が決定されました。**

なお、その他の課題について、委員からは、

- * 会議の場で全て議論するのは難しい
 - * 事前に事務局へ意見提出した方が整理しやすい との提案がありました。
- これを受け、
- * 委員は次回会議までに意見を事務局へ提出
 - * 事務局が一覧化して次回会議資料へ反映
 - * 次回会議で整理・協議 という進め方が確認されました。

今後の日程・説明会予定▼

- 事務局から、今後の日程について説明がありました。
- * 指導者向け第2回説明会

* 一般向け説明会 を開催する予定であることが報告されました。

また、今後は、

* ガイドラインの具体的運用

* 補助制度

* 認定手続

* 説明会による周知 などを進めながら、地域展開を本格化させていく方向性が確認されました。